

『労働時間規制』

平成13年に出された「始業・終業時刻確認・記録等の労働時間管理の適正化を求める通達・基発339号」に始まり、平成15年の「賃金不払残業総合対策要綱・基発0523003号」において、事業主は労働者の労働時間の適正な管理を義務付けられ、労働時間管理に関する行政指導が強化されてまいりました。

行政指導の結果、平成15年度において、監督指導により是正された企業は1,184社、対象労働者194,653人、支払われた割増賃金額は238億7466万円に上っています。監督指導の端緒も、「投書等の情報」と「労働者からの申告」で55%となっております。労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として、使用者が始業終業時刻の自らの確認、またはTカード・ICカードの客観的な記録を要求され、現実的に多くの企業が採用しています自己申告の場合は条件付きとなっております。

過重労働と人間信頼性に通じる尺度として以下の表を参考にしてください。

意識レベルのフェイズと人間信頼性（脳波パターンとエラーの関係）

フェイズ	意識の状態	注意の作用	生理的状态	信頼性
0	無意識・失神	ゼロ	睡眠・脳発作	0
I	意識ボケ	不注意	疲労・単調・眠気・酒酔い	0.9 以下
II	リラックス	受動的	安静起居・休息・定常作業時	0.99～ 0.99999
III	明晰	能動的	積極活動時	0.999999 以上
IV	過緊張	一点に固執	感情興奮時・パニック状態	0.9 以下

※橋本邦衛「安全人間工学」1984年 中央労働災害防止協会より